

令和3年9月6日
京都市上下水道局
総務部契約会計課

舗装種目における等級格付の導入について

令和3年3月にお知らせしたとおり、近年の登録業者数の急増などを踏まえ、舗装種目における等級格付の導入を検討してまいりました。

今般、次のとおり舗装種目の等級格付制度が決定しましたので、お知らせします。

1 開始時期

令和4年3月に決定し、同年4月から適用する等級格付を実施する。格付の有効期間は、当該格付を決定した日が属する月の翌月の1日から次の格付の有効期間開始日の前日までとする。

2 等級及び予定価格の範囲

| 等級 | 予定価格の範囲 |
|----|---------------|
| A | 6千万円以上 |
| B | 1千万円以上 6千万円未満 |
| C | 1千万円未満 |

3 格付の対象者

以下の要件のいずれにも該当することとなった日の属する年度の4月1日から新たに格付する年度の初日の前日までの期間が3年以上となる者

- (1) 京都市上下水道局契約規程第6条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿において舗装工事の種目に登載されていること。
- (2) 京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業であること。

4 令和4年度格付の方法

- (1) 国土交通大臣又は都道府県知事から建設業法第27条の29第1項の規定により通知を受けた舗装工事に係る総合評定値（建設業法第27条の23第1項に規定する審査により評価を受けたもので、別に定める格付の判定基準日の開始日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降において当該審査を受けたものに限る。）に、後記6の局評価事項を合計して総合得点を算出する。
- (2) 直前2年間の発注率の分布状況等を基礎に、各等級の対象者数を設定し、総合点数の高い順に、A等級、B等級、C等級に格付する。ただし、後記(3)(4)を除く。
- (3) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業者の許可を受けていない者及び建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を置いていない者はA等級には格付しない。
- (4) 別に定める格付の判定基準日の翌月の6年7月前の初日までの間において、競争入札により契約した実績（単価契約は除く。）がない者はA・B等級には格付しない。

5 令和4年度格付に使用する資料

令和3年度一斉更新（令和4年4月から4年間有効の京都市一般競争入札有資格者名簿の登録）にて提出いただく資料を使用して、前記4の判定をする。

6 局評価事項

| 項目 | 点 数 | 内 容 |
|-------------------|--|--|
| ①継続登録年数 | 0～50点 (別表ア) | 「舗装工事」に継続して登録している年数 |
| ②過去6年7月間の年間平均施工高 | 0～69点 (別表イ) | 平成27～令和3年度(10月末まで)に完了した工事の1年当たりの平均の契約金額 |
| ③過去10年7月間の1件最高施工高 | 0～138点 (別表ウ) | 平成23～令和3年度(10月末まで)に契約した工事のうち最高の契約金額 |
| ④技術者数 | 1級技術者3点／人 2級技術者2点／人 その他技術者1点／人（上限なし） | 経営事項審査の技術者数 1級技術者…建設業法に基づく技術検定又は技術士法に基づく技術士試験により監理技術者となりうる国家資格を有する者 2級技術者…建設業法に基づく技術検定により主任技術者となりうる国家資格を有する者 その他技術者…実務経験による主任技術者等 |
| ⑤ISO9001 | 10点 | ISO9001の認証を取得していること |
| ⑥官公需適格組合 | 10点 | 官公需適格組合として中小企業庁の官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を受けた組合であること |
| ⑦ISO14001／KES | 10点 | ISO14001又はKESの認証を取得していること |
| ⑧障害者法定雇用率の達成 | 10点 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の障害者雇用率(2.3%)を達成していること |
| ⑨上下水道局との災害協定締結 | 10点 | 上下水道局と災害発生時における応急協定を締結している団体に加入していること |
| ⑩不当要求防止責任者講習の受講 | 10点 | 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する「不当要求防止責任者講習」を受講していること |
| ⑪京都市消防団協力事業所の認定 | 10点 | 「京都市消防団協力事業所表示制度実施要綱」に基づき京都市消防団協力事業所に認定されていること |
| ⑫女性技術者の雇用 | 5点 | 舗装工事に係る次のいずれかの資格を有する女性の技術者を雇用していること ・ 建設機械施工技士（1級、2級） ・ 土木施工管理技士（1級、2級） ・ 監理技術者 |
| ⑬次世代育成支援対策 | 5点 | 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定及び届出を行っていること |
| ⑭対象期間における参加停止期間 | 1月につき △10点 | 判定基準日前1年間に措置された競争入札参加停止期間を減点 |

※ 令和4年度格付の判定基準日は、令和3年10月31日時点とする。

(別表ア) 継続登録年数

| 継続年数 | 点数 |
|----------|----|
| 5年以上 | 50 |
| 4年以上5年未満 | 40 |
| 3年以上4年未満 | 30 |
| 2年以上3年未満 | 20 |
| 1年以上2年未満 | 15 |
| 1年以上1年未満 | 10 |
| 6年以上1年未満 | 5 |
| 4年以上6年未満 | 3 |
| 4年未満 | 0 |

(別表イ) 過去6年7月間の年間平均施工高

| 年間平均施工高の区分 | 点数 |
|--------------------|----|
| 3億円以上 | 69 |
| 2億5,000万円以上3億円未満 | 66 |
| 2億円以上2億5,000万円未満 | 63 |
| 1億5,000万円以上2億円未満 | 60 |
| 1億円以上1億5,000万円未満 | 57 |
| 9,000万円以上1億円未満 | 54 |
| 8,000万円以上9,000万円未満 | 51 |
| 7,000万円以上8,000万円未満 | 48 |
| 6,000万円以上7,000万円未満 | 45 |
| 5,000万円以上6,000万円未満 | 42 |
| 4,000万円以上5,000万円未満 | 39 |
| 3,000万円以上4,000万円未満 | 36 |
| 2,000万円以上3,000万円未満 | 33 |
| 1,000万円以上2,000万円未満 | 30 |
| 900万以上1,000万円未満 | 27 |
| 800万円以上900万円未満 | 24 |
| 700万円以上800万円未満 | 21 |
| 600万円以上700万円未満 | 18 |
| 500万円以上600万円未満 | 15 |
| 400万円以上500万円未満 | 12 |
| 300万円以上400万円未満 | 9 |
| 200万円以上300万円未満 | 6 |
| 100万円以上200万円未満 | 3 |
| 50万円以上100万円未満 | 2 |
| 50万円未満 | 0 |

(別表ウ) 過去10年7月間の1件最高施工高

| 1件最高施工高の区分 | 点数 |
|--------------------|-----|
| 3億円以上 | 138 |
| 2億5,000万円以上3億円未満 | 132 |
| 2億円以上2億5,000万円未満 | 126 |
| 1億5,000万円以上2億円未満 | 120 |
| 1億円以上1億5,000万円未満 | 114 |
| 9,000万円以上1億円未満 | 108 |
| 8,000万円以上9,000万円未満 | 102 |
| 7,000万円以上8,000万円未満 | 96 |
| 6,000万円以上7,000万円未満 | 90 |
| 5,000万円以上6,000万円未満 | 84 |
| 4,000万円以上5,000万円未満 | 78 |
| 3,000万円以上4,000万円未満 | 72 |
| 2,000万円以上3,000万円未満 | 66 |
| 1,000万円以上2,000万円未満 | 60 |
| 900万以上1,000万円未満 | 54 |
| 800万円以上900万円未満 | 48 |
| 700万円以上800万円未満 | 42 |
| 600万円以上700万円未満 | 36 |
| 500万円以上600万円未満 | 30 |
| 400万円以上500万円未満 | 24 |
| 300万円以上400万円未満 | 18 |
| 200万円以上300万円未満 | 12 |
| 100万円以上200万円未満 | 6 |
| 50万円以上100万円未満 | 3 |
| 50万円未満 | 0 |

7 令和5年度以降の格付について

- (1) 前記3の要件のいずれにも該当することとなった日の属する年度の4月1日から新たに格付する年度の初日の前日までの期間が3年以上となる者を対象に、前記4(1)～(3)により格付をする。
- (2) 格付判定基準日の翌月の6年7月前の初日までの間において、旧格付の等級以上の等級に属する者を対象として行われた競争入札により契約した実績がないときは、上位の等級に格付をしない。
- (3) 等級区分を変更するときは、1等級の範囲内とする。
- (4) 新たに格付する対象者は、最も低い等級（C等級）に格付をする。
- (5) 新格付の全ての有効期間に参加停止措置を受けている場合その他の新格付において上位の等級に格付をする必要又は効果が少ないと認められるときは、当該上位の等級に格付をしないことがある。